【規程番号　行法Ｖ－004】

行吉学園教職員休暇規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則、学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則及び学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則（以下「就業規則」という。）に規定された年次有給休暇、年次特別有給休暇及び特別休暇等（以下「休暇等」という。）の取得について、必要な事項を定めるものとする。

（教職員の定義）

第２条　この規程において教職員とは、就業規則第２条に規定する教育職員、事務職員、技術職員及び労務職員をいう。

（休暇等の事前届出）

第３条　教職員は、休暇等を取得しようとするときは事前に届出なければならない。やむを得ない事情があるときは、電話等で連絡するとともに、事後速やかに届出をしなければならない。

２　休暇等の届出は、教育職員（助手・保育教諭を除く）にあっては別に定める「休暇簿」によるものとし、教育職員以外の職員（助手・保育教諭を含む）にあっては就業管理システムより行うものとする。

（年次有給休暇）

第４条　教職員は、業務上の支障がない限り、適宜年次有給休暇を取得することができる。

２　年次有給休暇の単位は、日、半日又は時間とする。

３　翌年度への繰越日数は年度末現在の残日数（上限 20 日）とし、1 日未満の端数については切り捨てる。

４　病気のため休暇を求める場合は、その時点での年次有給休暇の残日数を使用することができる。ただし、この場合においては就業規則の規定を準用し、病気のための年次有給休暇が 7 日以上に及ぶときは医師の診断書を提出しなければならない。

（半日単位の年次有給休暇）

第５条　半日単位の年次有給休暇（以下「半日年休」という。）は、午前又は午後を半日として取得できるものとする。

２　半日年休を取得できる対象者は、すべての教職員とする。

３　半日年休を取得する場合の時間は、次のとおりとし、それぞれ 0.5 日とする。

（1）半日年休(午前)　　9:00 から 12:00 まで（3 時間 00 分）

（2）半日年休(午後)　　12:50 から 17:30 まで（4 時間 40 分）

４　勤務時間の短縮措置を受ける者にあっては、前項に定める時間から学園が承認する短縮時間を減じた時間とする。

（時間単位の年次有給休暇）

第６条　時間単位の年次有給休暇（以下「時間年休」という。）は、1 年につき 5 日を限度と

して時間単位で取得できるものとする。

2　時間年休を取得できる対象者は、労使協定により除外した者を除く教職員とする。

3　時間年休を取得する場合の単位は、1時間とする。

4　時間年休として取得した年次有給休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。ただし、勤務時間の短縮措置を受ける者にあっては、8時間から学園が承認する短縮時間を減じた時間とする。

5　就業規則の規定に基づき取得する年次有給休暇については、時間年休の取得の対象としない。但し、5日を超えて取得する年次有給休暇については、前4項の規定を適用し、時間単位で取得できるものとする。

（年次特別有給休暇）

第7条　年次特別有給休暇（以下「年次特別休暇」という。）は、次のとおりとする。ただし、学園の公式行事の日は除外するものとする。

（1）春季取得可能日　3月15日から4月4日まで

（2）夏季取得可能日　8月1日から9月30日まで

（3）冬季取得可能日　12月25日から1月9日まで

2　業務の都合により休業期間中に年次特別休暇を使用できない場合は、これに代わる時期として学長及び園長又は所属長から指定された期間中に取得することができる。

3　年次特別休暇の取得は日単位とする。

4　第4条第4項の規定は、年次特別休暇について準用することができる

（特別休暇）

第8条　教職員は、就業規則第 19 条に規定する事態が生じたときは、特別休暇を使用することができる。

2　特別休暇の使用時期は、事態発生の日を起算日とする。ただし、本人からの申出があって慶弔の事情により起算日を変更することが適切と認められる場合は、起算日を変更することができる。

3　特別休暇の日数は、休日の有無にかかわらず、暦の日数によって数えるものとする。

4　特別休暇の取得は、原則として日単位とする。

（休業期間中の研修等）

第9条　就業規則（認定こども園を除く）第8条第4項に規定する休業期間中に行う研修等の届出は、別に定める「休業期間中の研修等届出簿」によるものとする。ただし、休日勤務に伴う振替休日または取得が義務付けられている年次有給休暇を有する場合は、休務の取得に努めなければならない。

2　届出は、日又期間により行うものとし、休業期間ごとに一括して届出ることができるものとする。

附　則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。